

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和6年（2024年）11月 日付け令和6年稚内水産試験場告示第 号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

2 入札に付する事項

- （1）契約の目的の名称及び数量 令和6年度試験調査船北洋丸上架修理工事 一式
- （2）契約の目的の仕様その他の明細 別紙仕様書のとおり。
- （3）履行期間 令和6年（2024年）12月20日から
令和7年（2025年） 2月 7日まで
- （4）履行場所 造船所
- （5）工事目的物（北洋丸）の受渡場所 稚内港

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- （1）令和6年度に有効な北海道競争入札参加資格のうち、船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- （2）北海道及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （3）暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （4）北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。
- （5）北海道内に造船所を有し、かつ、総トン数300トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持つ乾ドック又は乾ドッグに準ずる施設（特殊上架台及び斜路）を有すること。
- （6）過去2年間に於いて今回の上架改修工事と類似した工事の施工実績があること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- （1）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年（2024年）11月1日から令和6年（2024年）11月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号097-0001 稚内市末広4丁目5番15号

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

水産研究本部 稚内水産試験場 総務部総務課

電話番号 0162-32-7177

- （2）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 大会議室
- (2) 入札日時 令和6年(2024年)12月10日 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9条各号の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。
ただし、取扱規則第37条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

取扱規則第19条の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

取扱規則第20条の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 総務部総務課

イ 所在地 郵便番号097-0001 稚内市末広4丁目5番15号
電話番号 0162-32-7177

(6) 現場説明会の日時及び場所

現場説明は随時行うので、現場説明を必要とする者は、(5)の契約に関する事務を担当する組織へ連絡すること。

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払はしない。

(10) 入札のとりやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の入取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

なお、競争入札が不調の場合は、取扱規則第28条第1項第5号の規定に基づき随意契約をすることとし、入札参加者のうち最低価格の入札者から見積書を徴する。